# 平成17年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

公共下水道事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

介護保険特別会計

老人保健特別会計

温泉事業特別会計

住宅地開発事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

#### 議案第52号

#### 平成17年度能美市一般会計予算

平成17年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,180,00千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,500,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款 内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成17年6月14日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)			(単位:千円)
款	項	金	額
1 市 税			6,299,300
	1 市 民 税		2 , 2 2 5 , 7 3 4
	2 固定資産税		3,190,144
	3 軽自動車税		72,339
	4 市たばこ税		314,966
	5 鉱 産 税		1
	6 特別土地保有税		1
	7 入 湯 税		12,000
	8 都市計画税		484,115
2 地方譲与税			423,000
	1 所得譲与税		158,000
	2 自動車重量譲与税		200,000
	3 地方道路譲与税		65,000
3 利子割交付金			27,000
	1 利子割交付金		27,000
4 配当割交付金			11,000
	1 配当割交付金		11,000

款	項	金	額
5 株式等譲渡所得割交付金			2 0
	1 株式等譲渡所得割交付金		2 0
6 地方消費税交付金			480,000
	1 地方消費税交付金		480,000
7 ゴルフ場利用税交付金			61,000
	1 ゴルフ場利用税交付金		61,000
8 自動車取得税交付金			143,000
	1 自動車取得税交付金		143,000
9 地方特例交付金			190,000
	1 地方特例交付金		190,000
10 地方交付税			4 , 1 7 1 , 0 0 0
	1 地方交付税		4 , 1 7 1 , 0 0 0
11 交通安全対策特別交付金			7,000
	1 交通安全対策特別交付金		7,000
12 分担金及び負担金			698,406
	1 分 担 金		24,089
	2 負 担 金		674,317

款	項	金	額
13 使用料及び手数料			377,714
	1 使 用 料		360,134
	2 手 数 料		17,580
14 国庫支出金			1,587,572
	1 国庫負担金		548,197
	2 国庫補助金		1,029,450
	3 国庫委託金		9,925
15 県支出金			693,426
	1 県負担金		156,893
	2 県補助金		430,339
	3 県委託金		106,194
16 財産収入			17,340
	1 財産運用収入		9,675
	2 財産売払収入		7,665
17 寄 附 金			9,509
	1 寄 附 金		9,509
18 繰 入 金			1,005,086

款	項	金	客頁
	1 特別会計繰入金		150,000
	2 基金繰入金		855,086
19 繰 越 金			100,000
	1 繰 越 金		100,000
20 諸 収 入			298,527
	1 延滞金、加算金及び過料		2
	2 預金利子		1
	3 貸付金元利収入		145,235
	4 受託事業収入		1,179
	5 雑 入		152,110
21 市 債			2,580,100
	1 市 債		2,580,100
歳 入	合 計		19,180,000

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 議 会 費			233,692
	1 議 会 費		233,692
2 総 務 費			2,225,278
	1 総務管理費		1 , 7 9 5 , 8 7 2
	2 徴 税 費		240,325
	3 戸籍住民基本台帳費		71,652
	4 選 挙 費		96,574
	5 統計調査費		19,155
	6 監査委員費		1,700
3 民 生 費			4,967,962
	1 社会福祉費		2,270,059
	2 児童福祉費		2,591,973
	3 生活保護費		105,890
	4 災害救助費		4 0
4 衛 生 費			1 , 7 5 1 , 4 0 6
	1 保健衛生費		929,229
	2 環境衛生費		192,416

款	項	金	額
	3 清 掃 費		629,761
5 労 働 費			3,777
	1 労 働 費		3,777
6 農林水産業費			764,276
	1 農 業 費		642,203
	2 林 業 費		121,943
	3 水産業費		1 3 0
7 商 工 費			584,074
	1 商 工 費		584,074
8 土 木 費			3,029,236
	1 土木管理費		83,940
	2 道路橋りょう費		1,308,880
	3 河 川 費		33,416
	4 都市計画費		1,561,761
	5 住 宅 費		41,239
9 消 防 費			471,615
	1 消 防 費		471,615

款	項	金	額
10 教 育 費			2,983,382
	1 教育委員会費		218,040
	2 小学校費		5 3 5 , 7 5 3
	3 中学校費		265,399
	4 幼稚園費		3 7 1
	5 社会教育費		747,581
	6 保健体育費		1,216,238
11 災害復旧費			5 0 0
	1 災害復旧費		5 0 0
12 公 債 費			2,148,367
	1 公 債 費		2,148,367
13 諸支出金			6,435
	1 基 金 費		6,435
14 予 備 費			10,000
	1 予 備 費		10,000
歳   出	合 計		19,180,000

# 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業債	(千円) 118,700			政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の
フォレスト・コミュニティ整備事業債	7,700			
臨時地方道整備事業債	217,300			
地方特定道路整備事業債	173,700			
交通安全施設等整備事業債	38,700		5.0%以内	
小松インター線整備事業債	10,900	善 普诵貸借又は	(ただし、利率	場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市
上清水下徳山線整備事業債	37,500	証券発行	り入れる場合	財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく
下清水出口線整備事業債	85,500			は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
北中央線整備事業債	25,600			
市道第89号線整備事業債	4,700			
西任田粟生線整備事業債	7,000			
水辺環境整備事業債	13,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
地方特定道路整備事業債(街路)	27,000			
中心街活性化事業債	267,400			
里山公園整備事業債	27,000			
小学校増築事業債	33,200		5 . 0 %以内	政府資金については、その 資条件により、銀行その他の
中学校建具復旧事業債	12,900	一世典信义は	(ただし、利率 見直し方式で借	場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市
中学校耐震補強事業債	31,200	証券発行	は、当該見直し	
ハマナス群落整備事業債	19,000		後の利率)	は繰上償還又は低利債に借換することができる。
給食センター整備事業債	701,800			
減税補てん債	70,000			
臨時財政対策債	650,000			
計	2,580,100			

#### 平成 1 7 年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成17年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,680,00千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、300,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款 内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成17年6月14日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

### 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)			(単位:千円)
款	項	金	額
1 国民健康保険税			1,206,330
	1 国民健康保険税		1,206,330
2 使用料及び手数料			1 0
	1 手 数 料		1 0
3 国庫支出金			1,056,212
	1 国庫負担金		942,010
	2 国庫補助金		114,202
4 療養給付費等交付金			736,090
	1 療養給付費等交付金		736,090
5 県支出金			92,068
	1 県負担金		17,630
	2 県補助金		74,438
6 共同事業交付金			35,250
	1 共同事業交付金		35,250
7 財産収入			1 0
	1 財産運用収入		1 0
8 寄 附 金			1 0

款	項	金額
	1 寄 附 金	1 0
9 繰 入 金		553,880
	1 一般会計繰入金	227,601
	2 基金繰入金	3 2 6 , 2 7 9
10 繰 越 金		2 0
	1 基金繰入金	2 0
11 諸 収 入		1 2 0
	1 延滞金加算金及び過料	5 0
	2 預金利子	1 0
	3 雑 入	6 0
歳 入	合 計	3,680,000

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 総 務 費			62,561
	1 総務管理費		51,321
	2 徴 税 費		10,940
	3 運営協議会費		3 0 0
2 保険給付費			2,316,210
	1 療養諸費		2,043,010
	2 高額療養費		247,300
	3 移 送 費		1 0 0
	4 出産育児諸費		15,000
	5 葬祭諸費		10,800
3 老人保健拠出金			861,100
	1 老人保健拠出金		861,100
4 介護納付金			209,700
	1 介護納付金		209,700
5 共同事業拠出金			70,590
	1 共同事業拠出金		70,590
6 疾病予防費			7,519

款	項	金	額
	1 疾病予防費		7,519
7 基金積立金			6 0
	1 基金積立金		6 0
8 公 債 費			1 0
	1 公 債 費		1 0
9 諸支出金			151,050
	1 償還金及び還付加算金		1 , 0 4 0
	2 繰 出 金		150,010
10 予 備 費			1,200
	1 予 備 費		1,200
歳 出	合 計		3,680,000

#### 議案第54号

#### 平成17年度能美市公共下水道事業特別会計予算

平成17年度能美市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,531,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款 内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成17年6月14日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

### 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入) (単位:千円)

款	項	金	額
1 分担金及び負担金			164,801
	1 負 担 金		164,801
2 使用料及び手数料			627,512
	1 使 用 料		627,501
	2 手 数 料		1 1
3 国庫支出金			581,084
	1 国庫補助金		581,084
4 県支出金			1
	1 県補助金		1
5 財産収入			1
	1 財産運用収入		1
6 繰 入 金			1,029,400
	1 一般会計繰入金		870,000
	2 基金繰入金		159,400
7 繰 越 金			1 0
	1 繰 越 金		1 0
8 諸 収 入			58,191

款	項	金	客頁
	1 預金利子		1
	2 雑 入	5 8	3,190
9 市 債		1,070	0,600
	1 市 債	1,070	0,600
歳	合 計	3,531	1,600

(歳 出) (単位:千円)

款		項	金	額
1 事 業 費				2,226,134
		1 事 業 費		2,226,134
2 公 債 費				1,305,466
		1 公 債 費		1,305,466
歳	出	合 計		3,531,600

# 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
流域下水道事業債			(ただし、利率 見直し方式で借	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市
公共下水道事業債	1,016,000	証券発行	り入れる場合 は、当該見直し 後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
計	1,070,600			

#### 議案第55号

#### 平成17年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成17年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,300千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、20,00千円と定める。

平成17年6月14日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市農業集落排水事業特別会計)

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入) (単位:千円)

款	項	金	額
1 分担金及び負担金			3,000
	1 分 担 金		1,500
	2 負 担 金		1,500
2 使用料及び手数料			24,930
	1 使 用 料		24,929
	2 手 数 料		1
3 県支出金			3 4 1
	1 県補助金		3 4 1
4 財産収入			1
	1 財産運用収入		1
5 繰 入 金			51,010
	1 一般会計繰入金		51,000
	2 基金繰入金		1 0
6 繰 越 金			1 0
	1 繰 越 金		1 0
7 諸 収 入			8
	1 預金利子		1

款	項	金	額
	2 雑 入		7
歳	合 計		79,300

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 事 業 費			27,951
	1 事 業 費		27,951
2 公 債 費			51,349
	1 公 債 費		51,349
歳  出	合 計		79,300

#### 議案第56号

#### 平成17年度能美市介護保険特別会計予算

平成17年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,477,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、300,00千円と定める。

(能美市介護保険特別会計)

(歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款 内でのこれらの経費の各項の間の流用
  - (2)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成17年6月14日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入) (単位:千円)

款	項	金	額
1 保 険 料			375,875
	1 介護保険料		375,875
2 使用料及び手数料			1 0
	1 手 数 料		1 0
3 国庫支出金			602,420
	1 国庫負担金		480,010
	2 国庫補助金		122,410
4 支払基金交付金			768,010
	1 支払基金交付金		768,010
5 県支出金			300,010
	1 県負担金		300,010
6 財産収入			1 0
	1 財産運用収入		1 0
7 寄 附 金			1 0
	1 寄 附 金		1 0
8 繰 入 金			377,055
	1 一般会計繰入金		377,055

款	項	金額	
9 繰 越 金			1 0
	1 繰 越 金		1 0
10 諸 収 入			9 0
	1 延滞金、加算金及び過料		3 0
	2 預金利子		1 0
	3 受託事業収入		1 0
	4 雑 入		4 0
11 市 債		53,9	0 0
	1 市 債	53,9	0 0
歳 入	合 計	2,477,4	100

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 総 務 費			54,925
	1 総務管理費		23,682
	2 徴 収 費		3 , 1 2 7
	3 介護認定審査会費		28,116
2 保険給付費			2,400,000
	1 介護、支援サービス等諸費		2,385,750
	2 その他諸費		3 , 4 2 0
	3 高額介護サービス等費		10,830
3 財政安定化基金拠出金			1 0
	1 財政安定化基金拠出金		1 0
4 基金積立金			1 0
	1 基金積立金		1 0
5 公 債 費			22,015
	1 公 債 費		1 1 5
	2 財政安定化基金償還金		21,900
6 諸支出金			2 4 0
	1 償還金及び還付加算金		2 4 0

	款			項	金	額
7 予 備 費						200
			1 予 備 費			2 0 0
	歳	出	合	計		2,477,400

# 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
財政安定化基金貸付金	53,900	証券発行	5.0%以内 (ただし、利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
計	53,900			

#### 議案第57号

#### 平成17年度能美市老人保健特別会計予算

平成17年度能美市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,165,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、300,00千円と定める。

平成17年6月14日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市老人保健特別会計)

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)			(単位:千円)
款	項	金	額
1 支払基金交付金			2,336,949
	1 支払基金交付金		2,336,949
2 国庫負担金			1,212,991
	1 国庫負担金		1,212,991
3 県支出金			299,993
	1 県支出金		299,993
4 繰 入 金			300,000
	1 一般会計繰入金		300,000
5 繰 越 金			15,044
	1 繰 越 金		15,044
6 諸 収 入			2 3
	1 延滞金及び加算金		2
	2 預金利子		1
	3 雑 入		2 0
歳	合 計		4,165,000

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 医療諸費			4,136,904
	1 医療諸費		4,136,904
2 諸支出金			28,096
	1 償還金及び還付金		28,095
	2 繰 出 金		1
歳  出	合 計		4,165,000

# 平成17年度能美市温泉事業特別会計予算

平成17年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000千円と定める。

平成17年6月14日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市温泉事業特別会計)

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入) (単位:千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10,599
	1 使 用 料	10,599
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
歳	合 計	10,600

(歳 出) (単位:千円)

	款			項	金	額
1 温泉事業費						10,600
			1 温泉事業費			10,600
	歳	出	合	計		10,600

### 議案第59号

# 平成 1 7 年度能美市住宅地開発事業特別会計予算

平成17年度能美市の住宅地開発特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,060千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10,000千円と定める。

平成17年6月14日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市住宅地開発特別会計)

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳入) (単位:千円)

款	項	金	額
2 財産収入			11,600
	1 財産売払収入		11,600
4 繰 入 金			2,365
	1 一般会計繰入金		2,365
5 繰 越 金			5,094
	1 繰 越 金		5,094
6 諸 収 入			1
	1 預金利子		1
歳	合 計		19,060

(歳 出) (単位:千円)

款	項	金	額
1 事 業 費			5,879
	1 事 業 費		5,879
2 公 債 費			13,181
	1 公 債 費		13,181
歳  出	合 計		19,060

# 平成17年度能美市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成17年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数

(2) 年間総給水量

(3) 一日平均給水量

(4) 主要な建設改良工事

1. 配水管整備事業

2. 老朽管更新事業

3. 施設改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第1款 事業収益 第1項 営業収益 第2項 営業外収益

(支 出)

第1款 事業費

第1項 営業費用 第2項 営業外費用

第3項 特別損失

734,800千円 734,159千円

641千円

16,800戸

20.800 m<sup>3</sup>

 $7.600.000\,\mathrm{m}^3$ 

788,500千円 596,977千円

191, 363千円

160千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対して不足する額260,340千円は、 過年度分損益勘定留保資金260,340千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第1款 資本的収入 第1項 企業債

第2項 工事負担金

第3項 分担金

第4項 固定資産売却代金

476,515千円

371,300千円

81,420千円 20,196千円

94千円

第5項 雑収入 (支 出) 第1款 資本的支出 第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

3,505千円

736,855千円 539,289千円 197,566千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起	債	の	方	法	利	率	償	還	の	方	法
配水管整備事業 老朽管更新事業 施 設 改 良 事 業	371, 300	証書借入 借入時期に ただし工 の全部又に して借り	事の進	捗状況 部を翌	等によ  年度に	り起債	5	% . 0 以内	起債年度 内に償還		置期間を	含めては	3 0 年以

(一時借入金)

第6条 地方公営企業法第29条の規定による一時借入金の借入の最高限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 第8条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費

58.264千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、9.415千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(2)

	(事 業) 1. 配水管整備事業 2. 老朽管更新事業 3. 施設改良事業	(種 類) 構築物 構築物 機械及び装置	(名 称) 配水管 配水管 中央監視設備	(数量) φ150 L= 1,070.0 m φ150 L= 3,680.0 m φ75 L= 3,411.0 m 一式	φ 100 L= 220.0 m φ 100 L= 3,860.0 m
)	処分する資産	(種 類) 構築物 機械及び装置	(名 称)配水管	(数量)	φ100 L= 4,168.0 m φ 50 L= 3,528.0 m 個

平成17年6月14日提出

能美市長 酒井 悌次郎

# 平成17年度能美市工業用水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 平成17年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務	ഗ	予	定	量)
	~/	-	ᄮ	<del>_</del>

第2条 業務の予定量は、次のとおりとす	<b>弗乙余</b>	9 000
---------------------	------------	-------

(1)	給水事業所数			9 社
(2)	年間総給水量	辰口第一工業用水道	10, 55	6,000 m <sup>3</sup>
		辰口第二工業用水道	3, 19	3, 440 m³
	•	根上地区工業用水道	3, 04	$10,000 \mathrm{m}^3$
(3)	一日平均給水量	辰口第一工業用水道	2	9,000m³
		辰口第二工業用水道		$8,749\mathrm{m}^3$
		根上地区工業用水道		8. 328 m <sup>3</sup>

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 辰口第一工業用水道事業収益		77,900千円
第1項 営業収益		77,799千円
第2項 営業外収益		101千円
第2款 辰口第二工業用水道事業収益		97,800千円
第1項 営業収益		97,696千円
第2項 営業外収益		104千円
第3款 根上地区工業用水道事業収益		85,300千円
第1項 営業収益		85,226千円
第2項 営業外収益		74千円

第1款 辰口第一工業用水道事業費用 第1項 営業費用

第2項 営業外費用

64,100千円

第2款 辰口第二工業用水道事業費用	85,600千円
第1項 営業費用	59,658千円
第2項 営業外費用	25,942千円
第3款 根上地区工業用水道事業費用	107, 200千円
第1項 営業費用	82,129千円
第2項 営業外費用	25,071千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額101,668千円は、 過年度分損益勘定留保資金60,857千円、当年度分損益勘定留保資金19,085千円、減債積立金9,546千円、建設改良積立金10,000 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,180千円で補てんするものとする。)

(収入)

なし

(支 出)

第1款 辰口第一工業用水道事業資本的支出

第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金

第2款 辰口第二工業用水道事業資本的支出

第1項 企業債償還金

第3款 根上地区工業用水道事業資本的支出

第1項 企業債償還金

60,307千円

45,780千円

14,527千円 39.957千円

39.957千円

1,404千円

1.404千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりとする。

(1) 第6条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

17,674千円

(2) 交際費

100千円

(重要な資産の取得及び処分) 第7条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。 (1) 取得する資産

(事業)	(種類)	(名 称)	(数量)	
1. 辰口第一工業用水道事業	機械及び装置	取水ポンプ	φ150mm-3.4m3/分-30m-30Kw	3 台
		電気計装機器		1 式
(1) 処分する資産		•		
1. 辰口第一工業用水道事業	機械及び装置	取水ポンプ	φ 150mm-3. 4m3/分-30m-30Kw	3 台
		電気計装機器		1 式

平成17年6月14日提出

能美市長 酒井

#### 議案第62号

# 平成17年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

### (総則)

第1条 平成17年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

### (1)病 院

(1)が内	阮			
	一般病床	103床	療養病床	40床
	入院(年間)	42, 900人	入院(1日平均患者数)	118人
	外来(年間)	84, 900人	外来(1日平均患者数)	313人
(2)介護老人	保健施設			
	. 入所定員(短期入所を含む)	74人	通所リハヒ゛リテーション定員	25人
	入所者(年間)	26, 200人	入所者(1日平均利用者数)	71.8人
	通所者(年間)	4,640人	通所者(1日平均利用者数)	19.1人
(3)ディサービ	スセンター			
	定員	30人		
	通所者(年間)	6, 120人	通所者(1日平均利用者数)	25. 2人

# (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

第3条 收益的收入及UXIV/了定额的	まり、ひとおりとなりる。		
収	入	支	出
第1款 病院事業収益	2, 220, 000	千円 第1款 病院事業費用	2, 220, 000千円
第1項 医業収益	1, 941, 951	千円 第1項 医業費用	2, 135, 387千円
第2項 医業外収益	277, 848	千円 第2項 医業外費用	83, 612千円
第3項 特別利益	201	千円 第3項 特別損失	501千円
		第4項 予備費	500千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	367, 000	千円 第2款 介護老人保健施設事業費	7月 367,000千円
第1項 営業収益	366, 964	千円 第1項 営業費用	343, 238千円
第2項 営業外収益	35	千円 第2項 営業外費用	23, 761千円
第3項 特別利益	1	千円 第3項 特別損失	1千円
第3款 デイサービスセンター事業収益	61, 700	千円 第3款 ディサービスセンター事業費用	61, 700千円
第1項 営業収益	61, 690	千円 第1項 営業費用	61, 697千円
第2項 営業外収益	9	千円 第2項 営業外費用	2千円
第3項 特別利益	1	千円 第3項 特別損失	1千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は	ま次のとおりと定める。		
収	入	支	出
第1款 病院事業資本的収入	96, 607	千円 第1款 病院事業資本的支出	302, 100千円
第1項 企業債	46, 900	千円 第1項 建設改良費	50,000千円
第2項 出資金	47, 081	千円 第2項 企業債償還金	252, 100千円
第3項 補助金	2, 626	千円	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額205,493千円は過年度分損益勘定留保資金183,030千円及び当年度分損益勘定留保資金22,463千円で補て んする。

収

支 出

第2款 介護老人保健施設資本的収入

0千円

第2款 介護老人保健施設資本的支出

44,811千円

第1項 建設改良費

20,518千円

第2項 企業債償還金

24, 293千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,811千円は、過年度分損益勘定留保資金44,811千円で補てんする。

#### (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	46, 900千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債
			方式で借りる場合は、当該見直し	権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置
			後の利率)	期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすること
		***		ができる。

### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

### (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は 議会の議決を経なければな らない。

(1)病 院	職員給与費	1, 106, 740千円	交際費	630千円
(2)介護老人保健施設 (2)	職員給与費	217, 141千円	交際費	120千円
(3)ディナーヒ・スセンター	職員給与費	36, 892千円	交際費	100千円

### (他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ	補助を受ける金額は次のとおりて	<b>きある。</b>	
(1)病 院	350,000千円	救急医療の確保に要する経費	36,551千円
		医師等の研究研修に要する経費	2,535千円
		追加費用に要する経費	20,835千円
		児童手当に要する経費	1,020千円
		企業債償還利子に要する経費	47, 767千円
		高度医療に要する経費	144, 211千円
		元金償還に要する経費	47,081千円
		経営安定に要する経費	50,000千円
(2)介護老人保健施設	1千円	施設運営に要する経費	1千円
(3)ディサーヒ、スセンター	1千円	施設運営に要する経費	1千円

# (たな卸資産購入費の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病

572,933千円

(2)介護老人保健施設

20,463千円

(3)ディサービスセンター

1,258千円

# (重要な資産の取得)

# 第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種類	名称	数 量	備考
付帯設備	給水給湯管改修工事	一式	介護老人保健施設
器械及び備品	高圧蒸気滅菌装置	一式	市立病院
	理学療法管理運営システム	一式	
	生体情報モニター	一式	

平成17年6月14日 提出

石川県能美市長 酒 井 悌次郎